



石川町告示第104号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

令和8年9月15日

石川町長 首藤 剛太郎



変 更 調 書

編入する字名	左の字に編入される区域	
	旧 字 名	地 番
沢井字山神	沢井字熊ノ堂	147から149まで、151から165まで、167、169から176まで、178から189まで、190の1、191の1、192から194まで、195の1、195の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
沢井字熊ノ堂	沢井字山神	21の5の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
	沢井字猫石	98、100、101、105に隣接する道路である公有地の全部
沢井字清水窪	沢井字三斗蒔	63の1、63の2、64の1の一部、64の2の一部、65の一部、66の一部、67から74まで、75から77までの各一部、78から88まで、89から92までの各一部、93から103まで、105、107及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
沢井字三斗蒔	沢井字根宿	183、187から189まで、240、242から245まで、246の1、247の1、248の1、249の1、250の1、251の1から251の5までに隣接する道路、水路である公有地の全部
沢井字根宿	沢井字小金石	1、2、3の一部、4の一部、6の一部、7、8の1、12の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
沢井字小迎	沢井字打出	116の一部、118から120までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字小迎223、229、240に隣接する道路、水路である公有地の全部
沢井字打出	沢井字小迎	222の一部、223の一部、240の一部、242の1の一部、242の2、242の3の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

変 更 調 書

編入する字名	左の字に編入される区域	
	旧 字 名	地 番
沢井字行山	沢井字竹柄	107の3、107の5
沢井字踏切	沢井字深谷	160の5の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
沢井字五反分	沢井字踏切	25の一部、26の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	沢井字深谷	160の5の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに160の1に隣接する道路である公有地の全部
		184の8、184の10、184の11
沢井字真明田	沢井字五反分	15から20までの各一部、21の1、21の2、22から25まで、26の1、26の2、27の1の一部、27の2の一部、28から32までの各一部、61及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	沢井字深谷	68の一部、69の1の一部、70の1、70の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字真明田150の1に隣接する水路である公有地の全部
沢井字高原	沢井字深谷	12の1の一部、13の一部、14の一部、15の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
		179の6の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
	沢井字伏木	230の3、282の1の一部、283の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字高原302の1、302の3に隣接する道路である公有地の全部